# 羽衣駅・高師浜線周辺地区バリアフリー基本構想 【概要版】

# バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年12 月施行)(以下、バリアフリー法という)に基づき、市町村が定めるもので、旅客施設を中心とした地区 や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集積している地区において、鉄道駅や道路、公園、施設等の バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、具体的な事業を位置づけた計画です。

基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体 的なバリアフリーが可能となります。また、既存施設についても本構想に位置づけた特定事業について はバリアフリー整備の義務化の対象となります。

# 羽衣駅・高師浜線周辺地区バリアフリー基本構想について

高石市では、平成25年7月に羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想を策定し、鉄道駅や道路改 良等を特定事業に位置づけ、バリアフリー化を進めてきました。

基本構想策定後、南海本線・高師浜線連続立体交差事業や羽衣駅前地区第一種市街地再開発事 業が進捗し、羽衣駅、高師浜線周辺地区の環境も変容しました。また、バリアフリー法が平成30年5月 に改正されたことを踏まえ、羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の見直しと、区域を拡大した羽 衣駅・高師浜線周辺地区バリアフリー基本構想を策定します。

計画期間は、令和5年(2023年)度から令和14年(2032年)度です。

#### バリアフリー化された鉄道駅

●JR 東羽衣駅







多機能トイレ



手すり (触知案内)



拡張改札口 多機能トイレ



エレベーター

# 高石市のバリアフリー基本方針

### バリアフリー基本方針

●バリアフリーの考え方

高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児連れ、外国人等が社会生活をしていく上でバリアとなるものを 除去するとともに、新しいバリアをつくらないことが必要です。物理的な障壁のみならず、社会的、制度 的、心理的なすべての障壁に対処するバリアフリーを推進します。

●バリアフリー推進の基本理念

# バリアフリーが支えるコンパクトシティ 高石

## バリアフリーの整備方針

●駅を中心として、すべての人が安全・安心に移動できる生活空間の整備

駅を中心として、施設や経路をバリアフリー化することにより、市民や来訪者、すべての人が安全に 安心して、円滑に移動できる生活空間を確保します。幹線道路の整備に加えて、駅周辺の生活道路や 通学路についても、路肩の拡幅やカラー舗装の整備、点字ブロックの適正な維持管理、幅員の狭い道 路では一方通行化の検討などに取り組み、安全な歩行空間の確保に努めます。

●すべての人が使いやすい生活施設

暮らしを支える生活施設のバリアフリー化を進めるため、施設等の整備にあたっては、バリアフリー 法に基づく移動等円滑化基準や大阪府福祉のまちづくり条例等に準拠します。

●災害時のバリアフリー

本市は、防災マップを作成し、想定される災害への理解、避難行動の周知啓発を行い、毎年、防災 訓練を実施しています。訓練では、高齢者や障がい者等にも参加を促し、避難経路の確認や訓練時に 経路上の課題の抽出に取り組み防災力の向上を図っています。また避難路となる道路については、機 能確保並びに避難行動の阻害要因等の除去など必要な道路環境整備を推進します。指定避難所と なる公共施設では、施設内通路やトイレなどのバリアフリー化を踏まえた整備・改善に努めます。

#### 心のバリアフリーの推進

●若者から高齢者までが集い、互いに支え合う心のバリアフリー

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようと コミュニケーションをとり、支え合うことです。そのためには、すべての人が互助・共助の習慣を身に付 け一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要です。

高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児連れ、外国人等、それぞれが持つ状況の理解と配慮ができる よう、互いに理解を深め、支え合うあう心のバリアフリーを進めます。

●市民、事業者、行政等の連携

事業者の責務 施設管理者等職員やスタッフに 対し、障がい者、高齢者等への理 解促進と適切なコミュニケーショ いくことが大切です。 ンの向上を図ります。

#### 市民の責務

· 心のバリアフリーは互助・共助 で実現する市民の責務です。 市民一人ひとりが心のバリア フリーを具体的な行動にして

#### 行政の青務

教育、福祉部局等と連携し、啓発 活動や福祉教育の推進を行うと ともに、市民に心のバリアフリー を啓発します。

協働によるまちづくり





ホーム転落防止 (内方線付き点字ブロック)

# 羽衣駅・高師浜線周辺地区バリアフリー基本構想

# 重点整備地区(優先順位の高い地区)の設定

羽衣駅・高師浜線周辺地区を重点整備地区に設定します。

# 生活関連施設について

生活関連施設とは、「高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、 官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことです。

利用状況や立地場所等を考慮して、本基本構想における生活関連施設を設定します。

- ●生活関連施設の選定のポイント
  - ・常に多数の人が利用する施設
  - ・高齢者、障がい者等の利用が多い施設

# 生活関連経路について

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことです。

生活関連経路は、旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高めるように経路を確保する必要があります。

#### ●本地区の生活関連経路の考え方

羽衣・高師浜周辺の住宅地という性質上、駅から施設へのアクセスより、市街地から駅へ行くことが 多いことから、駅と施設を結ぶだけでなく、利便性の高い経路を網目状に設定し、バリアフリー化を進 めることによって、駅にアクセスしやすくします。

#### ●本地区の準生活関連経路の考え方

生活関連施設への経路や、生活関連経路をつなぐ道路のうち、住宅地の生活道路などで移動等 円滑化基準を満たすような整備(歩道幅員2mなど)をすることが困難な道路であるが、一定の歩行 者等の安全性が確保でき、日常的に利用する上で有用であるものを設定します。

準生活関連経路では、路肩の拡幅やカラー舗装の導入など可能な範囲で歩行空間の確保に努めます。

### 特定事業について

公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育特定事業、その他の事業を特定事業に位置づけます。

# ●整備目標時期

- ·短期(概ね3年)
- ・中期(概ね6年)
- ·長期(10年以内)



写真 路肩のカラー舗装を実施((市)高師浜402号線)

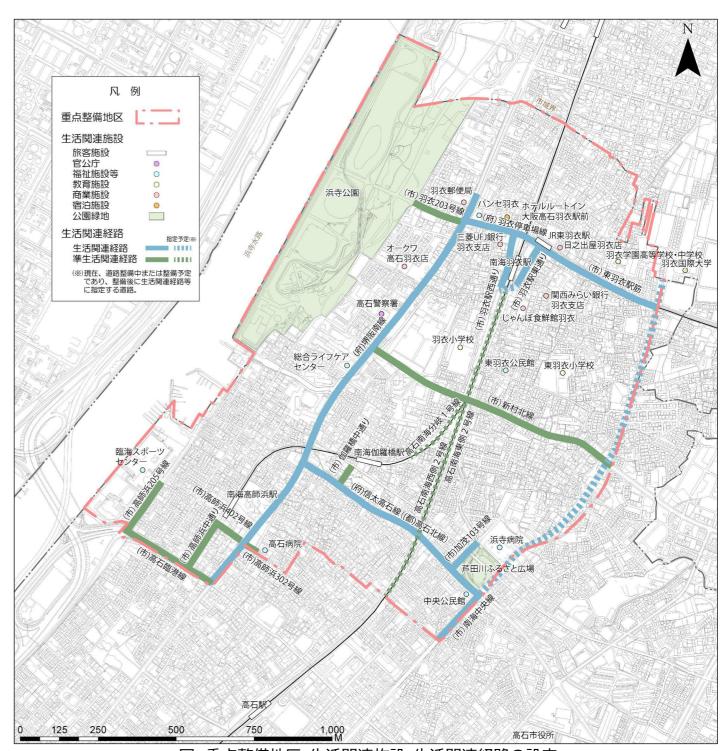


図 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の設定

#### ●特定事業の一例

		整備内容	目標時期		
			短期	中期	長期
	(府)堺阪南線	・移動等円滑化基準に基づき歩道改善工事	C		
道路特定	新羽衣橋(芦田川)~高石交差点	(電線共同溝を含む)を実施			
事業	(市)加茂 103 号線	・交差点部の点字ブロックの設置	0		
	(市)南海中央線	・移動等円滑化基準に基づき整備		0	
交通安全	信号·交差点	・音響信号機の設置要望があった箇所に設置			
特定事業		等			
教育特定	(市内小中学校)福祉学	・車いす体験・視野狭窄体験・高齢者疑似体験			
事業	習・障がい者理解学習	・支援学級との交流			